

阿賀野市条例第1号

阿賀野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年阿賀野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第9条第1項中「第9条の4まで、第13条」を「第8条まで、第9条の4及び第13条」に改め、「、及び第16条の8」を削る。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。